

(別表4)「構造改革特区の第5次提案に対する政府の対応方針」(平成16年9月10日構造改革特区推進本部決定)における  
「別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第5次提案追加分)」に関するフォローアップ結果

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
432	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第7条第3項	土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地を、業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することを可能とする。	平成16年度中	土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地を、業務施設等の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することを可能とした。(Ⅲ住宅工35)	平成16年度措置済	総務省 国土交通省
433	国民健康保険税税額等の端数処理の見直し	地方税法第20条の4の2第6項	地方税の納期分割時の端数処理の際に、各地方団体の判断により、現行制度以外の方法を採用し、地域の実情に応じた端数処理を行うことができる仕組みについて検討を行い、その結論を踏まえ措置する。	平成16年度中	地方税の納期分割時の端数処理について、各地方団体が当該地方団体の条例で定める方法により行うことを可能とすること等を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出した。(Ⅲ医療ク14)	平成16年度中措置済	総務省
434	電子証紙による地方税の納付の容認	地方税法	地方税の各税目に共通する払込み手段として、電子証紙を含めた証紙による方法の実現を可能とするような制度のあり方について検討を行い、その結論を踏まえ措置する。	平成17年度中	地方税の各税目に共通する払込み手段として、電子証紙を含めた証紙による方法の実現を可能とするような制度のあり方について検討を行い、その結論を踏まえ措置する。(ⅢIT工12)	平成17年度中	総務省
435	地方公共団体における一定の政策目的達成のために必要な随意契約の対象範囲の拡大	地方自治法施行令第167条の2第1項	一般競争入札が原則という枠組みは維持しつつ、障害者福祉の増進やベンチャー企業の育成といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるよう、提案を踏まえ、地方公共団体の随意契約の対象範囲を見直し、措置する。	平成16年度中	身体障害者授産施設等、シルバー人材センター等又は母子福祉団体から物品又は役務を調達するとき及びベンチャー企業等の新商品を生産している者から物品を調達するときに随意契約の方法により契約ができること等を内容とした地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第344号)及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成16年総務省令第131号)が、平成16年11月8日に公布され、同月10日から施行された。(Ⅲ競争オ22)	平成16年度措置済	総務省
436	地方公共団体における監査制度の充実を図るための監査委員定数の自由化	地方自治法第195条第2項、第196条第1項	監査委員の定数及び構成については、提案の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断による監査委員制度の一層の充実を図るため、地方行政の公正で効率的な運営の観点から検討することとし、その結論を踏まえ措置する。	平成17年度中	監査委員の定数及び構成については、提案の趣旨を踏まえ、地方公共団体の判断による監査委員制度の一層の充実を図るため、地方行政の公正で効率的な運営の観点から検討することとし、その結論を踏まえ措置する。(Ⅲ基準イ26)	平成17年度中措置	総務省
515	小会社における会計監査人の任意設置及び会計参与制度の導入	株式会社の監査等の特例に関する法律第2条、第4条	現在、会社法制の現代化に係る法制審議会において、①小会社において会計監査人の任意設置を可能とする、②公認会計士又は税理士であることを資格要件とし、経営者と共同して計算書類を作成すること等を職務とする「会計参与(仮称)」制度を導入するという方向で検討がされており、その結果を踏まえて、関係法案をできる限り早期に国会に提出する。	平成17年度中	現在、会社法制の現代化に係る法制審議会において、①小会社において会計監査人の任意設置を可能とする、②公認会計士又は税理士であることを資格要件とし、経営者と共同して計算書類を作成すること等を職務とする「会計参与(仮称)」制度を導入するという方向で検討がされており、その結果を踏まえて、関係法案をできる限り早期に国会に提出する。(Ⅲ法務イ17)	平成16年度中(第162回国会に係る法案提出)	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
516	市区町村により居住実態がないと確認された外国人の登録原票の回収	—	市区町村により居住実態がないと確認された外国人の登録原票について法務省入国管理局が回収を行う。	平成17年度中	市区町村による居住実態の確認方法等について検討を行った上で、市区町村により居住実態がないと確認された外国人の登録原票について平成17年度中に回収することとしている。(Ⅲ法務ウ33)	平成17年度中措置	法務省
517	輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの一層の推進	出入国管理及び難民認定法第16条、第56条、第57条、出入国管理難民認定法施行規則第15条、第15条の2、第51条、第61条の3	輸出入・港湾関連の手続のうち、出入国管理に係る部分の見直しについては、規制改革・民間開放推進3か年計画において、シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており、関係者の意見を踏まえて、業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定する。	平成17年度中	輸出入及び港湾・空港手続関係業務等の最適化計画の策定については、最適化に係る見直し方針の策定を平成17年6月までに行った後、平成17年度末までのできるだけ早期に最適化計画の策定を行うこととしている。(Ⅲ運輸イ⑦b)	平成17年度中措置	法務省
602	韓国人に対する期間限定査証免除措置の実施	外務省設置法 第4条第1項13号	愛知万博の実施時期に合わせて、期間限定の短期査証免除措置を実施する。 (恒久的な査証免除については、期間限定査証免除の結果を踏まえて検討する。)	平成17年3月1日～9月30日	平成17年3月1日より9月30日までの期間限定査証免除を実施した。(平成17年1月24日、韓国政府に対し口上書発出。)(Ⅲ法務ウ⑩a、b)	平成16年度中措置済	外務省
603	中国人修学旅行生に対する査証免除措置の実施	外務省設置法 第4条第1項13号	中国人修学旅行生に対し、査証を免除する。	平成16年9月1日より	平成16年9月1日より、中国人修学旅行生に対して、査証を免除した。(Ⅲ法務ウ⑩c)	平成16年度中措置済	外務省
604	中国国民訪日団体観光短期滞在査証の発給対象地域の拡大	外務省設置法 第4条第1項13号	中国国民訪日団体観光短期滞在査証の発給対象地域を、従来より指定していた北京市、上海市、広東省に加え、新たに天津市、江蘇省、浙江省、山東省及び遼寧省にも拡大する。	平成16年9月15日より	平成16年9月15日より、中国国民訪日団体観光短期滞在査証の発給対象地域を、従来より指定していた北京市、上海市、広東省に加え、新たに天津市、江蘇省、浙江省、山東省及び遼寧省にも拡大した。(Ⅲ法務ウ⑩d)	平成16年度中措置済	外務省
605	台湾修学旅行生に対する査証緩和措置の実施	外務省設置法 第4条第1項13号	台湾修学旅行生に対し、査証申請提出書類の簡素化、査証料免除を実施する。	平成16年9月1日より	平成16年9月1日より、査証申請書の提出及び査証手数料を免除した。(平成16年9月1日プレスリリース。なお、プレスリリースにおいて明記されていないが、引率教員についても同様の措置を実施。)(Ⅲ法務ウ21)	平成16年度中措置済	外務省
606	ヘボン式ローマ字表記のみによらない旅券の名前表記	旅券法施行規則第5条及び処理基準	ヘボン式ローマ字によらない旅券の名前表記について、出生証明書等により外国式の表記法による名前が確定している場合等例外的なケースに限り認めていたところ、留学等により必要であることが予定されている場合等においても、事情を記載した申出書及び今後外国式の名の表記を変更しない旨の誓約書の提出をもって、別名併記を認めることとする。	平成17年度中	「処理基準」で対応することを検討中(平成18年3月実施目標。)(Ⅲ法務ウ⑩)	平成17年度中措置	外務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
826	教職員の出張旅費の市町村負担の可能化	市町村立学校職員給与負担法	地教行法第45条第1項に基づき、市町村教育委員会が研修を行う場合において、市町村が教職員の旅費を支弁することを可能とする。	平成17年度中	地教行法第45条第1項に基づき、市町村教育委員会が研修を行う場合において、市町村が教職員の旅費を支弁することを可能とする。(Ⅲ教育イ⑯)	平成17年度中	文部科学省
827	外国大学の日本校の我が国の教育制度上における位置付けの明確化	学校教育法施行規則第70条、大学設置基準第28条等	外国大学の日本校の教育制度上の位置付けについては、外国大学の日本校が当該外国の大学の正規の課程であることなど一定の要件を満たすことが確認できた場合に、我が国の教育制度と接続(大学院入学資格、単位互換等)することができるよう、今後中央教育審議会での審議を経て、新たに制度的措置を講ずることとする。	平成16年度中	外国大学の日本校の教育制度上の位置付けについては、中央教育審議会の答申(平成16年9月30日)を受け、同年12月に、外国の学校教育制度において正規の大学の課程と位置付けられている外国大学日本校の課程の修了者に日本の大学院への入学資格を認める等、所要の制度改正を行った。(Ⅲ教育ウ⑰)	平成16年度措置済	文部科学省
963	過疎地で行う有償洗濯の可能化	クリーニング業法第3条第1項	クリーニング所の存在しない過疎地において非営利目的の事業主体が運営するボランティアによる特定利用者に対する有償洗濯行為について、当該事業はクリーニング業法にいう「営業」に該当しない旨の通知を徳島県に発出する。また、各都道府県に対して、徳島県に対する通知の内容を周知するとともに、「営業」に関する判断基準を示した通知を発出する。	平成16年度中	平成17年2月9日付けで徳島県あて通知を発出し、ボランティアが行う有償洗濯事業に関して、クリーニング業法第2条にいう「営業」に該当するか否かについて判断するための考え方を示すとともに、当該通知の内容については、各都道府県あて通知することにより、その周知を行った。(Ⅲ福祉力②)	平成16年度措置済	厚生労働省
964	水道事業の変更認可基準の緩和	水道法第10条 水道法施行規則第7条の2第2号、第3号	現行では、計画給水人口が水道法施行規則で定める基準を超えて増加する場合は、変更認可が必要だが、水道施設の整備を伴わない場合であって計画給水人口のみが増加する場合は、変更認可を要しない「軽微な変更」として取り扱う。	平成16年度中	水道施設の整備を伴わない場合であって計画給水人口のみが増加する場合は、軽微な変更として取り扱うよう水道法施行規則を改正した。(平成16年12月24日付け健水発第1224001号厚生労働省健康局水道課長通知)(Ⅲ基準イ27)	平成16年度措置済	厚生労働省
965	介護保険における認定調査のケアマネジャー資格者個人に対する委託	介護保険法第27条第2項、第3項	個人のケアマネジャーに対して、介護保険における認定調査を委託可能にする。	平成16年度中 (平成17年通常国会に法案提出予定)	要介護認定の更新認定、変更認定等について、個人の介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに対して委託を行うことができる旨を盛り込んだ「介護保険法等の一部を改正する法律案」を平成17年2月に国会に提出した。(Ⅲ福祉ア⑧)	第162回国会に法案提出	厚生労働省
966	養護老人ホームの最低定員の緩和	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第10条	現在、介護保険制度見直しの議論に合わせ、養護老人ホームの在り方についても検討を進めているところであり、こうした議論を踏まえ、見直し後の養護老人ホームの在り方に反しない範囲において、最低定員の引下げを含めた規制緩和を行う。	平成17年度中	養護老人ホームの在り方については、平成16年10月28日の「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会報告書」において、 ① 増大する入所者の介護ニーズについては、介護保険制度により対応することが適当である、 ② 高齢者の地域での自立を支える拠点施設として、ソーシャルワーク機能を強化すべき、との提言がなされたところであり、こうした議論を踏まえ、養護老人ホームの見直しを含む「介護保険法等の一部を改正する法律案」を平成17年2月に国会に提出したところ。今後、当該報告書の意見や法案審議における議論等を踏まえ、見直し後の養護老人ホームの在り方に反しない範囲において、最低定員の引下げを含めた規制緩和を行う予定。(Ⅲ福祉ア⑱)	平成17年度中	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
967	自治体病院等の再編整備に向けた病床基準の緩和	医療法第7条の2、第30条の3 医療法施行令第5条の2、第5条の3、第5条の4	現行の医療計画制度では、 ① 病床過剰地域において、二次医療圏を越える場合には、開設主体の変更を伴う再編統合は認められず同一開設主体の移転に限られること ② 二次医療圏を越える場合には、病床過剰地域を再編統合先とする再編統合は原則認められないこと等となっている。 しかしながら、自治体病院等の再編整備に向けた場合については、病床過剰地域において、開設主体が医療法で定める公的医療機関同士であり、再編統合に係る医療機関の病床が全体として減少するときは、二次医療圏内だけでなく二次医療圏を越える医療機関の再編統合を行う場合も含め、個別に厚生労働大臣にて協議することによって、制度的に可能となるよう対応する。	平成16年度中	「保険医療機関の病床の指定に係る国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療法第30条の7の規定に基づく勧告等の取扱いについて」の一部改正について(平成17年1月7日付け医政指発第0107001号厚生労働省医政局指導課長通知)において、複数の公的病院等(医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院をいう。以下同じ)が再編統合を行う際(二次医療圏を越えて行う場合も含む。)には、再編統合後の公的病院等の病床数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的病院等の病床数の合計数に比べて減っていることが条件として満たされるのであれば、病床過剰地域であっても、医療計画における特定の病床等に係る特例として厚生労働大臣が認めるものとした。(Ⅲ医療ク⑧)	平成16年度中措置済	厚生労働省
968	障害者に係る小規模通所授産施設を運営することを目的として設立された社会福祉法人による短期入所事業の実施	身体障害者福祉法 第4条の2第4項及び第5条第5項 身体障害者福祉法施行令 第1条 身体障害者福祉法施行規則 第1条の4 「障害者に係る小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人に関する資産要件等について」(平成12年12月1日障第891号・社援第2619号) 「身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について」(平成16年3月29日障発第0329003号)	障害者に係る小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人が、当該事業と併せて行うことができる事業について、現行では限定されているところ、単独型短期入所事業を実施することを可能とする。	平成16年度中	障害者に係る小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人が、当該事業と併せて、単独型短期入所事業を実施することを可能とするため、身体障害者福祉法施行規則、知的障害者福祉法施行規則及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を平成17年3月に公布、同4月1日施行(予定)。(Ⅲ福祉ウ③)	平成16年度措置済	厚生労働省
1009	マツ材線虫病抵抗性クロマツの日本海側への植栽	林業種苗法第24条第2項 「林業用種苗の配布区域への配布申請の手続きについて」(昭和46年7月24日付け46林野造第738号林野庁長官通達)[最終改正:平成12年3月31日付け12林野造第85号]	林業種苗法第24条第2項に規定する「その他特別な事情がある場合」として、「松くい虫抵抗性松の植栽の用に供する場合」が原則として該当すること、大臣承認の標準処理期間を20日とすることを明記する長官通知の改正を実施する。	平成16年度中	林業用種苗の配布区域外への配布申請の手続きについて(昭和46年7月24日林野庁長官通知)の一部を改正する通知(平成16年10月13日16林整保第123号)を施行・発出した。(Ⅲ農水ウ④)	平成16年度措置済	農林水産省
1130	中小企業の再生支援のための産業活力再生特別措置法の支援措置の活用にあたっての要件の弾力化	我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針	中小企業の再生を支援する観点から、中小企業が産業活力再生特別措置法の各種支援措置を活用しやすくするため、同法の認定基準のひとつである財務健全化基準の要件を弾力化する。	平成16年度中	金融機関の取引先で事業の資金繰りに悪影響を受けるような中小企業については、それぞれ企業の業態特性や固有の事情を総合的に判断するよう、「財務健全性基準については、10倍基準を原則とするが、業態特性や固有の事情等を勘案することとし、柔軟性を確保するものとする。」という基本指針の内容の趣旨を徹底する旨の通達(平成16・11・25経局第1号)を関東経済産業局長に発出した。(Ⅲ流通ウ⑦)	平成16年度措置済	経済産業省
1131	高圧ガス保安法の特設設備となる水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器(400ml以下)の特設設備からの除外。	高圧ガス保安法第56条の3、特設設備検査規則	安全性を確保する代替措置を講じることを前提に、平成16年度末までに水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器(400ml以下)等については特設設備検査の対象から除外する。(Ⅲ危険イ⑤)	平成16年度中	安全性を確保する代替措置を講じることを前提に、平成16年度末までに水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器(400ml以下)等については特設設備検査の対象から除外した。(Ⅲ危険イ⑤)	平成16年度措置済	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
1243	土地区画整理事業における保留地予定地の売買等の内容を明らかにする簿書の整備	—	いわゆる保留地予定地(土地区画整理法第100条の2に基づき施行者が管理する土地)に関して、施行者が第三者に使用収益させている場合(いわゆる保留地予定地の売買を行った場合)に、その内容を明らかにする簿書を法令に位置付ける検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成17年度中	いわゆる保留地予定地(土地区画整理法第100条の2に基づき施行者が管理する土地)に関して、施行者が第三者に使用収益させている場合(いわゆる保留地予定地の売買を行った場合)に、その内容を明らかにする簿書を法令に位置付ける検討を行い、必要な措置を講ずる。(Ⅲ住宅工36)	平成17年度中措置	国土交通省
1244	小水力発電に係る水利権協議の規制緩和	河川法第23条 河川法施行規則第11条第2項第1号ハ、二 河川法施行規則第40条第4項	小水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化・迅速化を図るため、発電に係る必要水量が他の水利使用に完全に従属している場合には、許可手続に当たって、「河川流況と取水量の関係」に関する書類に加えて、「水利使用による影響の対策」に関する書類も添付を省略することとし、その旨を周知徹底する。	平成16年度中	小水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化・迅速化を図るため、発電に係る必要水量が他の水利使用に完全に従属している場合には、許可手続に当たって、「河川流況と取水量の関係」に関する書類に加えて、「水利使用による影響の対策」に関する書類も添付を省略することとし、その旨を周知徹底する。(Ⅲ住宅工37)	平成16年度中措置済	国土交通省
1245	学校の教室の天井高に関する規制緩和	建築基準法施行令第21条	建築物の天井高については、国民の健康、衛生を確保する観点から、最低確保する必要がある天井高を建築基準法で規定しており、一般の建築物にあつては、2.1m以上、学校(大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。)にあつては、3m以上と定められている。この学校の天井高規制については、設計上の制約のデメリットや建設コスト、既存ビルの学校への転用等の観点から緩和すべきであるとの意見がある一方、学校の教室については、成長過程にある児童生徒にとって健康的な環境を確保する必要がある。このため、学校の教室の天井高が学校生活における児童生徒の心身の健康に与える影響等について、教室の採光や空気質等を含めた総合的な室内環境のあり方の観点から、多様な専門家による調査・検討を行うこととし、これらの結果を踏まえて、学校の教室の天井高のあり方について平成17年度上半期中に結論を得て、その後すみやかに必要な措置を講ずる。	平成17年度上半期中に結論、その後すみやかに必要な措置を講ずる	学校の教室の天井高が学校生活における児童生徒の心身の健康に与える影響等について、多様な専門家による調査・検討を行っているところ。これらの結果を踏まえて、学校の教室の天井高のあり方について平成17年度上半期中に結論を得て、その後すみやかに必要な措置を講ずることとしている。(Ⅲ住宅工14)、教育イ16)	平成17年度上半期中に結論、その後すみやかに必要な措置を講ずる	国土交通省 文部科学省
1246	小規模の農家民宿等の建築基準法上の取扱いの明確化	建築基準法第35条の2、同法施行令第114条第2項等	現在実施している地方公共団体へのヒアリング等の実態調査の結果を踏まえ、小規模で避難上支障がないものに関しては、建築基準法上の旅館に該当しないことについて、平成16年度中に措置する。	平成16年度中	現在実施している地方公共団体へのヒアリング等の実態調査の結果を踏まえ、小規模で避難上支障がないものに関しては、建築基準法上の旅館に該当しないことについて、平成16年度中に措置した。(Ⅲ住宅工38)	平成16年度措置済	国土交通省
1247	公営住宅における特定入居事項の追加	公営住宅法施行令第5条	既存入居者の数に比して住宅の規模が適切でないと思われる場合において、新たに入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適当であると事業主体が判断するときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公募に抛らず当該既存入居者を当該公営住宅へ入居させることができることとする。	平成17年度のできるだけ早い時期	既存入居者の数に比して住宅の規模が適切でないと思われる場合において、新たに入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適当であると事業主体が判断するときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公募に抛らず当該既存入居者を当該公営住宅へ入居させることができることとする。(Ⅲ住宅工39)	平成17年度中措置(できるだけ早い時期)	国土交通省
1248	地域限定通訳案内業試験制度の導入	通訳案内業法第2条、第3条	活動範囲を特定地域に限定した通訳案内業に係る都道府県による試験制度の導入を含め検討中であり、結論を得て、所要の措置を講ずる。	平成17年度中	活動範囲を特定地域に限定した通訳案内業に係る都道府県による試験制度の導入を含め検討し、結論を得て、法案を提出した。(Ⅲ資格9c)	平成17年度中	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	フォローアップ結果 (規制改革の内容)	フォローアップ結果 (実施時期等)	所管省庁
1249	外国大学の日本校の我が国の教育制度上における位置付けの明確化に伴う通学定期の学生割引適用に関する告知	—	文部科学省における外国大学の日本校の教育制度上の位置付けに係る対応を踏まえた上で、当該対応について鉄道事業者に周知する。	平成16年度中	文部科学省での対応について、鉄道事業者に通知するとともに、説明会を開催し、周知を行った。(Ⅲ教育ウ⑩)	平成16年度措置済	国土交通省
1250	自動車輸入業者の臨時運行許可番号標による試運転が可能であることの明確化	道路運送車両法第35条	現行の臨時運行許可制度上、自動車輸入業者であっても道路運送車両法第35条に規定する「試運転」目的での運行は可能であり、この旨を関係部署に対し文書により周知する。	平成16年度中	現行の臨時運行許可制度上、自動車輸入業者であっても道路運送車両法第35条に規定する「試運転」目的での運行は可能であり、この旨を関係部署に対し文書により周知した(平成17年3月9日付事務連絡)。(運輸ア33)	平成16年度措置済	国土交通省
1251	NPO法人等が企画するツアーに関する旅行業法の適用範囲の明確化	旅行業法	旅行業法の適用範囲について、具体的解釈事例を盛り込んだ施行要領等を国土交通省ホームページにて公開する。	平成16年度中	旅行業法の適用範囲について、具体的解釈事例を盛り込んだ施行要領等を国土交通省ホームページにて公開した。(Ⅲ基準イ28)	平成16年度措置済	国土交通省
1307	工業団地内における騒音規制の解釈の明確化	騒音規制法第2条2項、第3条1項、同条2項、第4条1項	騒音規制法に基づく地域指定や測定等の趣旨について必ずしも十分な意識の統一がなされていないおそれがあるので、技術的な助言として、その趣旨を広く地方公共団体に対し明らかにする。	構造改革特区対応方針決定後速やかに	騒音規制法に基づく地域指定や測定等の趣旨について必ずしも十分な意識の統一がなされていないおそれがあるので、技術的な助言として、その趣旨を広く地方公共団体に対し明らかにした。(Ⅲ環境工②)	平成16年度措置済	環境省
1308	鳥獣捕獲許可手続きの一部簡素化	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項	鳥獣捕獲の許可事由の内、許可期間を長期間としても鳥獣の保護管理上問題がないものについては、生息状況に変化があった時は許可を取り消すこと等を条件に、許可期間を長期間とすることについて検討し、措置する。	平成17年度中	鳥獣捕獲の許可事由の内、許可期間を長期間としても鳥獣の保護管理上問題がないものについては、生息状況に変化があった時は許可を取り消すこと等を条件に、許可期間を長期間とすることについて検討し、措置する。(Ⅲ環境工③)	平成17年度中	環境省